平成２３年（フ）第６６９２号
大阪市北区中之島４丁目３番20―1602号
破産者　齋藤真紀雄
1　破産債権の届出期間　平成24年５月17日まで
2　一般調査期日　平成24年６月14日午後４時
平成24年４月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８１号
宮崎県延岡市萩町131番地１
破産者　永井　聖三
1　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
2　一般調査期日　平成24年６月８日午前10時30分
平成24年４月13日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１８４３号
千葉市花見川区作新台２―29　長作住宅２棟202号室、開始決定時の住所京都市右京区嵯峨朝日町22番地
破産者　塩貝　利宏
1　破産債権の届出期間　平成24年５月31日まで
2　一般調査期日　平成24年７月27日午後１時30分
平成24年４月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第４０号
大阪府枚方市茄子作４丁目11番16号
破産者　櫨木　輝美
異議申述期間　平成24年６月１日まで
平成24年４月13日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第６号
北海道石狩市花川南１条６丁目162番地１
清算株式会社　株式会社バナナハウス
代表清算人　田代　耕平
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０９７号
東京都中央区銀座２丁目８番５号
清算株式会社　株式会社ＴＫ
代表清算人　冨田　寛治
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可決定が確定したときは、各協定債権総額につき、その債務を免除する。
2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０９８号
東京都中央区銀座２丁目８番５号
清算株式会社　株式会社オーシヤントレーディング
代表清算人　冨田　　昭
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可決定が確定したときは、各協定債権総額につき、その債務を免除する。
2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０９９号
東京都中央区銀座２丁目８番５号
清算株式会社　株式会社フォルトナ
代表清算人　冨田　寛治
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可決定が確定したときは、各協定債権総額につき、その債務を免除する。
2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第５８号
東京都墨田区墨田２丁目17番２号
再生債務者　有限会社ヤマモト
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区築地１丁目10番７号西山ビル５階　功記総合法律事務所　弁護士　田川　淳一
平成24年４月９日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２３年（再）第２８号
群馬県太田市西長岡町1524番地
再生債務者　双葉繊維工業株式会社
主文　平成23年４月13日にした監督命令を取り消す。
平成24年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第５２号
東京都千代田区二番町４番地３
再生債務者　株式会社上武
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年６月８日から平成24年６月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第５６号
東京都府中市南町５丁目38番地32
再生債務者　ミナミ株式会社
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後３時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年６月７日から平成24年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２４年（再）第４０号
福岡市南区塩原３丁目21番18号
再生債務者　株式会社西通りプリン
決定の要旨　平成24年３月26日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成24年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第４１号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目６番17号
再生債務者　株式会社西通り東京
決定の要旨　平成24年３月26日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成24年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２３年（再）第４号
北海道石狩郡当別町対雁30番地
再生債務者　ハヤカワ建設株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　書面投票
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月16日まで
平成24年４月11日
札幌地方裁判所民事第４部